

関市自治基本条例 素案 （前回審議会における修正）

第 10 回及び第 11 回の自治基本条例策定審議会にていただいた意見を基に
条例素案を修正しましたので、ご確認をお願いいたします。

○第 10 回審議会における修正 P1～P8（市民の権利まで）

○第 11 回審議会における修正 P9～P25（住民投票まで）

なお、本資料は、第 12 回審議会には使用しません。

1 前文

関市は、日本の中心に位置し、市内には、清流として名高い長良川やその支流である板取川、武儀川、津保川が流れています。また、日本刀鍛錬、小瀬鶉飼など流域に住む人々の様々な伝統文化が財産として守り続けられています。この豊かな自然、積み重ねられた歴史、育まれてきた文化など貴重な地域資源を背景に地場産業として刃物産業が栄え、刃物のまちとして発展してきました。

わたしたちは、先人の努力英知によって受け継がれたこのまちを誇りに思い、より心豊かに安心して暮らすことができるまちとして未来を担う子どもたちへ引き継ぎます。子どもからお年寄りまですべての市民は、まちづくりに欠くことができない大切な存在であり、市民一人ひとりの意見や考えが大切され、市民が主役であることが実感できるまちを自らの手でつくっていきます。

そのためには、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、価値観を認め合いながら、人と地域のつながりを大切にすることが必要です。また、すべての市民が市政に関心を持ち、まちづくりに理解を深め、その取り組みに主体的かつ積極的自律的に参画しなければなりません。することが期待されます。

わたしたちは、日本国憲法で保障された地方自治の本旨にのっとり、関市のまちづくりの基本原則やしくみなどを明らかにし、すべての市民が心豊かに幸せを感じることができるまちの実現のためにこの条例を定めます。

<説 明>

前文は、この自治基本条例を制定するにあたって、市民、議会、行政が関市におけるまちづくりの基本的な考え方を明らかにするとともに、共に協力して関市の自治を推進していこうという決意を表明するものです。

前文は、条例制定の目的、理念等を示すもので、条例としての具体的な規範となる内容を持つものではないため、前文の規定そのものから直接に法的効果を生ずることはありえませんが、個々の条文の解釈の指針となります。この自治基本条例を関市で最も尊重すべき条例として位置付け、関市のまちづくりの基本原則やしくみなどを規定するものであることから、その考え方を明らかにするために、前文を設けます。

2 総則

(1) 目的

この条例は、関市のまちづくりに関する基本的な事項を定め、市民、議会及び行政のそれぞれの役割や責務を明確にすることにより協働して幸せなまちをつくることをり、市民自治の実現を目的とします。

<説明>

関市自治基本条例の制定の目的を明らかにする条項です。

自治基本条例を制定する目的とは、

- 「地方分権時代における関市の自治のルール」
地方分権時代において、関市のことは関市で決めることができるように、関市の自治に関する理念やルールを定めます。
- 「市民のための市政」
まちづくりの主役は、「市民」です。議会と行政が、市民のためにがんばるという原点にかえり、市政を運営する規範を定めます。
- 「みんながいきいき活動できるまちづくりのルール」
市民がまちづくりに参画し、いきいき活動するための理念と活動する市民を支援する仕組みを定めます。
- 「協働の推進」
市民、議会及び行政の役割や責務を明らかにして、互いに連携協力してみんなが幸せを実感できるまちをつくることを規定します。
- 「行政運営のルール」
法律等に特段の定めがない行政運営の重要な仕組みを定めます。

関市のまちづくりがどのような考えで進められているか、市民のみなさんが理解できること、そして、さらに関市をよりよくするためにはどのようにすべきなのかを明確にし、市民自治を実現することが、本条例の趣旨です。

(2) 定義

この条例で使われている用語の意味は、次のとおりです。	
①住民	関市内に居住する人 <u>住む人</u> をいいます。
③②市民	住民、市内で働く人、市内で学ぶ人、事業者等をいいます。
②③事業者等	市内で市民活動や事業を営む個人、法人、 その他の団体 、 <u>団体等</u> をいいます。
④行政	市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
⑤まちづくり	住みやすい地域社会にするため、市民、議会及び行政が取り組む活動をいいます。
⑥協働	市民、議会及び行政が対等な立場で協力し連携して、まちづくりを行うことをいいます。

<説 明>

用語の定義とは、条例内の語句を共通の理解で認識できるようにするための条項です。

- 関市のまちづくりに関与する「市民」は誰なのかと考えた場合、関市に住む「住民」のほか、さらに広い関係者を「市民」ととらえ、多くの力を合わせて、まちを活性化させることがよいと考えられます。

※なお、関市を愛する人、市外に居住し関市に税を納める人などを「市民」として規定すべきであるという意見が審議会から出ましたが、本条項に規定するには至りませんでした。

※住民投票に関する資格については、別の条項で定めます。

- 「まちづくり」は、市民、議会及び行政が、地域課題を解決し、よりよいまちをつくるために活動することをいいます。

また、「協働」は、関市第4次総合計画におけるまちづくりの基本理念として位置づけられ、市民、議会及び行政が、その役割を全うして、協力し連携することをいいます。関市の自治を支える市民、議会及び行政が連携してこそ、本当に住みよい関市になると考えられます。

(3) 条例の位置づけ

- 1 この条例は、関市のまちづくりに関して、最も大切な理念を定めるものであり、市民、議会及び行政はこの条例の規定を守るよう努めます。
- 2 行政は、他の条例、規則等の制定、改正及び廃止並びに計画の策定及び変更にあたっては、この条例の趣旨を尊重しなければなりません。

<説 明>

自治基本条例に定める理念の優位性を規定する条項です。

- 自治基本条例に掲げる理念は、他の条例や規則、計画より優位であり、さらに、市民、議会及び行政がその理念を守り、従うように努めることを定めています。
- そのため行政が条例や計画などの策定や変更等をするにあたり、必ず自治基本条例の理念踏まえ、尊重しなければなりません。

3 基本原則

(1) 基本原則

市民、議会及び行政は、次の基本原則に基づき、まちづくりを推進します。

- ①市民のためのまちづくりが主役のまちづくり
- ②情報を共有するまちづくり
- ③誰もみんなが参画できるするまちづくり
- ④みんなが助け合い連携し、協力するまちづくり
- ⑤みんなが自由に学び合うまちづくり
- ⑥自然、歴史、文化、産業などの地域資源を生かすまちづくり

<説 明>

まちづくりを推進するための原則を規定する条項です。

- 「市民が主役のまちづくり」…関市の自治の主役は「市民」であり、市民のために議会運営及び行政運営が行われることを原則とします。
- 「情報を共有するまちづくり」…まちづくりを行う上で、最も基本的な原則である「情報共有」の重要性を定めるもので、市民、議会及び行政が、互いに情報を共有することを原則とします。また、市民が持っている行政が持っていない情報もあり、地域課題を解決するためには、市民の情報は大切な情報となります。
- 「みんなが参画するまちづくり」…行政運営に、多くの市民参画を取り入れることを原則とします。行政は、計画策定、施策の実施、評価等に市民参画を推進しなければなりません。
- 「みんなが連携し、協力するまちづくり」…よりよい関市をつくるために、市民、議会及び行政が、連携・協力してまちをつくることを原則とします。

- 「みんなが自由に学び合うまちづくり」…地域をよりよくするためには、地域を構成する個人が自らを高め、生涯にわたり学習することにより、関市全体が向上する。そのような誰もが学ぶこと、相互に学び合うことで、すばらしい関市になることを基本原則としてうたいます。

- 「自然、歴史、文化、産業などの地域資源を生かすまちづくり」…市町村合併を経て、様々な地域資源を有するようになった関市のまちづくりは、その個性を尊重し、地域性を大切する必要があることを原則とします。地域にある人、歴史、文化、伝統産業等を尊重し生かして、まちづくりを推進することが、多様な地域性を有する関市には必要であることを示しています。

4 市民の権利と役割

(1) 市民の権利

市民は、次に掲げる権利を有します。

- ~~① 議会に関する情報を知り、議会への理解を深めることができること。~~
- ~~② 行政に関する情報を得て、行政を理解し、参画することができること。~~
- ① 行政サービスを等しく受け、安全安心に暮らすことができること。
- ② まちづくりに関する意見や要望を提案できること。
- ③ まちづくりに主体的に取り組むことができること。
- ④ 議会及び行政に関する情報を知り、理解を深め、市政に参画することができること。

<説 明>

市民のための自治を実現するために、市民が持っている権利を規定する条項です。

- 日本国憲法第25条第1項には、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」、地方自治法第10条第2項には、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」と権利が規定されています。

そこで、自治基本条例においては、憲法や法律で規定されていない関市の自治に関する市民の権利を規定します。

- 市民は誰でも行政サービスを等しく受けることができます。安心安全に暮らせる関市にするためには、行政サービスが偏りなく市民に行く届くことが大切です。
- 市民は、議会や行政に、まちづくりに関する意見や要望を自由に提案でき、誰にも阻害されることはありません。

- 市民は、まちづくりに自ら取り組むことができます。様々な団体や活動を通して、住み良い関市にするために、主体的にまちづくりに取り組むことができます。

- 市民自治を推進するために最も重要な市民の権利は、「知る権利」と「参画する権利」です。市民がまちづくりの主体として、議会や行政の情報を知ることで、議会や行政に対する理解を深めることができ、市政に参画できる権利を有することを示しています。

(2) 市民の役割

- 1 市民は、まちづくりの主役であることを認識自覚し、積極的にまちづくりに積極的に参画します。この場合において、~~まちづくりに参画しないことを理由に不利益を受けることはありません。~~
- 2 市民は、まちづくりを推進するために、自主的に活動を行い、自らの発言や行動に責任を持ちます。

<説明>

この条項は、市民が主役のまちづくりを推進するために、市民自身の役割を規定する条項です。前条の市民の権利と一体的な条項です。

- 市民の役割とは、まちづくりの主体であるということを自らが認識し、行動することです。みんながそういう意識を持ち、地域社会に参加することで、暮らしやすいまちを実現します。
- 市民が行う自主的な活動は、市政を補完する働きを持ち、今後一層重要になってきます。そこで、市民が自らの責任において、まちづくりに関して、様々な発言や行動を行うことができる権利を保障します。

(3) 子どもの権利

子どもは、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参画することができます。

<説明>

市民のうち、特に将来を担う子どもの権利について規定をする条項です。

- 子どもは市民の一員であり、関市の将来を担う重要な存在です。子どもの意見を行政が聞くことや、子どもが地域活動を行うことなど、まちづくりに参画する権利を持っています。

このように、子どもに関する条項をつくることにより、関市として、子どもを尊重していく姿勢を明確にします。

- 子どもの定義については、様々な権利条約（18歳未満）や法律に定義があります。この条項では、子どもに関して、まちづくりに関する考え方を明らかにすることが目的であるため、「子ども」自体の定義はしてありません。

(4) 高齢者、障がい者等の社会的弱者の権利

高齢者、障がい者等の社会的弱者は、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参画することができます。

<説 明>

高齢者、障がい者、母子家庭の親子など、一般的に社会的弱者に関する条項です。

- 社会的弱者は、市民に包含されるもので、特に規定をしなくても市民の権利を有していますが、あえて、社会的弱者も当然の権利として、まちづくりに参加できることを規定することで、関市として、社会的弱者の尊厳を守ることを明確にしています。

—(4) (5) 事業者等の社会的責任

事業者等は、自らの社会的責任を自覚し、地域社会への貢献に努めます。

<説明>

事業者等（市内で市民活動や事業を営む個人、法人及び団体）の責務について規定をする条項です。

- 事業者等も地域社会をつくる大切な構成員であり、地域社会を担う一員として様々な役割を持っています。事業者等が、地域社会への責任を持ち、地域社会への貢献を視野において活動することが望まれます。

5 議会の役割責務

(1) 議会及び議員の役割責務

- 1 議会は、市民の期待に応え、市政の重要事項の決定並びに行政運営の監視及び評価を行います。
- 2 議員は、市民全体の利益を向上させるために、市民の多様な意見に耳を傾けるよう努めます。議会の活動に反映するよう努めます。
- 3 議員は、議会運営のための情報や自らの議会の活動を市民に報告するよう努めます。します。

<説 明>

市民のための議会及び議員の責務を規定する条項です。

- 議会の責務は、関市の最終的な意思を決定することと市政運営が適正に行われるか監視をすることです。これらの議会の責務は、常に、市民の意思のもとにあり、住民の代表として行われます。
- 議員は、幅広い市民の意見を聞き、議会の活動にその意見を反映するよう努めなければなりません。また、議員から市民へ情報を提供し、議会の活動を市民に伝えることで市民に開かれた議会となるよう努めます。

6 行政の責務

(1) 行政の責務

行政は、議会の議決や法令等に基づく事務を執行するにあたり、市民の意思を反映させなければなりません。~~します。~~

<説明>

市民、議会の役割等と同様に、行政の責務を規定する条項です。

- 行政は、議会の議決を受けた予算及び条例の執行、法令等による事務を行うにあたり、常に市民の意見を聞き、市民の意思を反映させなければなりません。

(2) 市長の責務

- 1 市長は、自治体経営の**市政**方針を明らかにし、市民のために効率的な行政運営を行わなければなりません**います**。
- 2 市長は、市民のために**将来を展望**し、持続可能なまちづくりを推進しなければなりません**ます**。
- 3 市長は、地域課題に的確に対応できる職員を育成しなければなりません**ます**。
- 4 市長は、市民の意見を直接聴く機会を設けなければなりません**ます**。

<説明>

行政のトップである市長の役割を規定する条項です。

- 市長は、行政を統括する代表者として、市政の方針をあらかじめ市民に明らかにして、市民のために効率的で効果的な行政運営を行わなければなりません。
また、自治基本条例の趣旨に則り、住民のために、将来を展望し、次の世代に関市をつないでいける持続可能なまちづくりを推進しなければなりません。
- 市長は、地域の課題に迅速かつ的確に対応できる職員を育み、市民サービスの向上につなげなければなりません。
- 市長と市民が直接対話をし、行政運営について、意見交換を行うことは、大変重要な意味を持っています。そこで、市長は、市民の声を直接聴く機会を設けなくてはなりません。

(3) 職員の責務

- 1 職員は、市民全体の奉仕者として、知識の習得と能力の向上に努め、英知を發揮し、公正かつ誠実に職務を行わなければなりません。
- 2 職員は、地域社会の一員であることを自覚し、市民と信頼関係を築き、協働してまちづくりを推進しなければなりません。

<説明>

市長の補助機関である職員の役割を規定する条項です。

- 前条項で、市長は地域課題を解決できる職員を育てることを責務とすることから、職員は自ら自己研さんをして、知識の習得及び能力の向上に努め、その英知を發揮して職務にあたらなければなりません。また、職務を公正かつ誠実に行わなければなりません。
- 現在、関市では「地域支援職員制度」があり、各地域委員会に4人ずつ職員を派遣しています。職員は地域の一員としての自覚を持ち、市民と職員がパートナーシップの信頼関係を築き、互いに協力連携しながらまちづくりを行わなければなりません。

7 行政運営

(1) 総合計画

- 1 市長は、計画的に市政を運営するため、この条例に基づいて基本構想、基本計画及び実施計画から構成される総合計画（以下「総合計画」という。）を策定します。**なお、基本構想は、議会の議決を受けなければなりません。**
- 2 市長は、総合計画を着実に推進するため、総合計画の適切な進行管理及び評価を行います。
- 3 市長は、総合計画の策定及び見直しにあたっては、広く市民の参画を得て行います。

<説明>

市の最上位の計画である総合計画を策定することを規定する条項です。

- 総合計画は、市政運営の根幹をなす計画であり、市の事業が総合計画に基づいて総合的かつ計画的に行われるために策定します。
- 総合計画は、自治体の最上位計画にあたり、基本構想、基本計画及び実施計画から構成されます。そのうち基本構想には、関市の方向性を位置付ける重要なものであり、議会の議決を必要とします。
- 各種事業等が総合計画に基づいて行われているかどうかを管理するとともに、社会情勢や需要の変化など適切に見極め評価しなければなりません。
- 総合計画は、自治の基本原則で規定している市民参画により策定及び見直されなければなりません。

(2) 財政運営

- 1 市長は、将来にわたって健全な財政運営を維持するため、計画的で効率的な財政運営を行います。
- 2 市長は、総合計画に基づいて予算を編成し、これを執行します。
- 3 市長は、予算編成の過程及び予算執行、決算等の財政状況を市民に分かりやすく公表します。

<説明>

自立した自治を継続するために、中長期的な視点にたった計画的な財政運営を行うことを規定した条項です。

- 将来にわたって健全な財政運営を維持するため、計画的かつ効率的な財政運営を行わなければなりません。
- 市の最上位の計画である総合計画を着実に推進するための予算を編成し、これを適正に執行しなければなりません。
- 予算編成の過程や財政運営に関する情報を市民に対して分かりやすく説明することでまちづくりの基本原則である情報共有を進めなければなりません。

(3) 行政評価

- 1 市長は、効率的かつ効果的な行政運営を行うため、市民参画のもとに行政評価を実施します。
- 2 市長は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政運営に反映します。

<説明>

行政運営を一定の基準に従って評価し、その評価結果を行政運営の改善に結びつけることを規定する条項です。

- 地方分権の進展や市民ニーズの多様化により、効率的かつ効果的な事業等を選択するため行政評価を実施します。また、市民自治を実現するために行政評価に市民の視点を取り入れなければなりません。
- 行政評価の透明性を確保するため、市民にとって分かりやすい指標等を用いて情報提供します。また、翌年度の予算編成等に反映させるなど、行政評価の結果を行政運営に反映させなければなりません。

(4) 危機管理

行政は、自然災害、重大な事故などの様々な緊急事態に備え、市民、議会及び関係機関との連携を図り、危機管理に努めますを行います。

<説 明>

各種災害等緊急事態に対する危機管理について規定する条項です。

- 行政が各種災害等から市民の生命、財産を守るため、市民、議会、民間事業者、警察、県、近隣市町など関係機関と連携及び協力を図り総合的かつ機動的な危機管理体制の整備及び未然防止対策を行います。
- 情報漏えい、贈収賄などの重要事案に対しても、危機管理体制を整備しておくことが必要です。

8 情報共有

(1) 情報の共有

- 1 市民、議会及び行政は、互いにこの情報を提供及び共有し、協働のまちづくりに努めますを進めます。
- 2 行政は、市民が必要とする情報を、はやく、速やかに分かりやすく提供するように努めます。

<説明>

関市自治基本条例における「情報共有の原則」を明らかにする条項です。

○まちづくりを行うために、市民、議会及び行政が、互いに情報を提供し、それを共有することが重要です。

「3基本原則」の中で、「情報を共有するまちづくり」を規定しており、まず、市民、議会及び行政は、互いの持つ情報を提供し合い、共有することが必要です。

○行政は、市民に分かりやすく情報を伝えなければなりません。

行政が、様々な市政に関する情報を、市民に提供することにより、市民参加がさらに進むと思われれます。

(2) 個人情報の保護

市民、議会及び行政は、まちづくりに関する個人情報の収集、利用及び提供について、慎重かつ適切に取り扱うよう努めます。

<説明>

情報の公開や共有を自治の原則とするなか、個人情報については、適切な取扱いを行うことを定める条項です。

○行政は、個人情報をたくさん所有しており、その情報の収集、利用や提供については、行政の目的から逸脱することなく適切に使用しなければなりません。

○議会は、行政と同様に、個人情報は慎重に取り扱わなければなりません。

○市民、自治会等が持つ情報には、独居老人、要援護者の情報、世帯名簿など、災害時に役立つ個人情報があります。それらの情報を適切に活用することは、安心して暮らせる地域をつくることに寄与します。

(3) 説明責任

- 1 行政は、~~市政~~行政運営の様々な情報を、市民に分かりやすく説明します。
- 2 行政は、市民の意見、提案及び要望に、誠実かつ速やかに答えます。

<説 明>

行政の説明責任に関する条項です。

○行政の説明責任は、市民の参画、市民との協働を推進する上で、前提となるものです。

○行政は、市政運営をする政策の立案、実施、評価の各段階において、市民に分かりやすく説明をしなければなりません。

○行政が、市民から様々な意見、提案及び要望を受けることは、住み良い関市をつくるために大切なことです。行政は、市民からの意見等には、誠実かつ迅速に答え、改善に努めることが必要です。

9 参画と協働

(1) 審議会委員の選任等

- 1 市長は、審議会等の委員を選任する場合は、原則として公募による市民を含めます。専門的な知識を有する者のほか公募による市民を含めます。
- 2 審議会等の会議は、原則として市民に公開します。

<説明>

市民参画の視点を入れた審議会等の条項です。

○審議会等とは、地方自治法138条の4第3項に規定する附属機関その他これに類する機関をいいます。

○審議会等の委員を選任する場合は、専門的な知識を有している委員のほか市民からの公募委員を含めます。市民の公募委員を含めることで、市民参画の機会をつくります。なお、委員の選任は、公平かつ男女が平等であるなど、別途明確な選出基準を設けなければなりません。

○審議会等の会議は、原則、公開であり、それと同じく議事録も公開とします。広く市民に審議会等の情報を出すことで、行政への関心を高め、市民参画を促すことができます。政策、計画及び条例等に関する審議会の審議過程を市民に明らかにすることは、行政の基本姿勢になります。

(2) 住民投票

- 1 市長は、市政に関する特に重要な事案について、広く住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。
- 2 住民投票の実施に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

<説 明>

住民投票に関する条項です。

○住民投票は、住民の意見を市政に直接反映する手段として、直接民主制の手法である住民投票が実施できることを規定するものです。

住民投票は、市政の特に重要な事項に関して、住民に直接意見を聞き、その意見を市政に反映できる仕組みとして、自治基本条例に住民投票を規定することは重要です。

○地方自治法において、条例の制定に関する直接請求が規定されています。選挙権を有する者の50分の1の署名により、条例の制定を請求することができます。したがって、自治基本条例に特別の定めがなくても、「住民投票条例」制定の直接請求は可能です。

○住民投票を実施するために、その手続き等について、別途条例で定めることが必要です。

「常設型」とは、別途条例を常設して、住民投票の実施に関する事項をあらかじめ定めておくものを言います。

また、「個別型」とは、個別案件ごとに実施に関する条例をその都度定めるものを言います。